

要 望 書

(教育関係)

令和 8 年 8 月

佐 賀 県 市 長 会

令和8年度 教育関係要望事項一覧

〔計11件〕

○教育委員会事務局関係

- 1 教員業務支援員配置事業に係る財源措置について・・・P 1
- 2 公立小中学校における教職員定数の確保について・・・P 2
- 3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について・・・P 3
- 4 I C T環境整備と教職員の働き方改革の加速について・・・P 5
- 5 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の配置について・・・P 7
- 6 医療的ケア児とその家族の支援について・・・P 9
- 7 学校給食費の抜本的な負担軽減に係る支援の基準額及び支援対象者の範囲について・・・P 1 0
- 8 教育行政に係る法務相談体制の普及について・・・P 1 1
- 9 放課後等補充学習支援事業について【重点】・・・P 1 2
- 1 0 実用英語技能検定の受験に係る補助について・・・P 1 3
- 1 1 学校施設環境改善交付金の安定的・継続的措置について・・・P 1 4

1 教員業務支援員配置事業に係る財源措置について

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業については、教員業務の負担軽減及び、教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備することを目的として、各学校に配置しています。しかしながら、令和7年度においては、例えば、鹿島市は小中学校全9校で、9人配置をしていますが、うち佐賀県の教員業務支援員としては6.5人にとどまっています。また、佐賀市は小中学校全53校で、教員業務支援員を配置している小中学校は、14校のみとなっています。これは、15校以上に配置しようとする財源である国県補助の上限額を超えてしまうことが要因です。佐賀市においては、より多くの学校に配置するために令和4年度から勤務時間を4時間から3時間に減らすなどの対応を行っていますが、十分な財源措置を得られない状況では、本来の教員の多忙化解消という目的を十分果たせない状況となっており、教員の教育活動に支障が生じています。

このことから、以下のことを要望いたします。

- 国の令和8年度の概算要求によれば、全小・中学校へ教員業務支援員を配置するため予算拡充をしていることから、県においても、最低でも1校1人の配置の実現に向けた予算を確保し、市町の財政措置を行うこと。
- 教員業務支援員配置に係る費用については、国に継続した財政措置を行うよう強く働きかけること。

関係法令等

- ・教員業務支援員配置事業費補助金交付要綱
- ・教員業務支援員配置事業実施要領
- ・教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱

2 公立小中学校における教職員定数の確保について

義務教育水準の維持向上を目的として定められた法令に基づき、県内小中学校の教職員は、県で本務者（県費負担教職員）を配置することになっていますが、例年欠員が生じており、講師を配置することにより実質的な欠員を生じないよう、県にご尽力いただいている次第です。特に近年は特別選考枠の拡大、秋選考の対象校種・教科の拡大、講師経験者の一次試験免除要件の拡大等など人材の確保に尽力していただいていたところですが、しかしながら、こうした対応にもかかわらず定数を満たす教職員が未配置の状況で、新年度をスタートせざるを得ないケースも出ており、学校運営は危機的状況となっています。例えば佐賀市では、令和7年4月現在、教職員の未配置は小学校で23名、中学校で12名となっています。

このため、本来は常勤講師で対応すべきところを、授業のみを担当する非常勤講師で補うケースが増加しております。加えて、管理職や主幹教諭、教務主任等が授業を担当する時数も増加しており、学校運営に影響が生じております。

さらに、教職員一人ひとりの負担が増大し、授業準備や児童生徒へのきめ細かな対応に十分な時間を確保できない状況も見られるなど、教育活動に支障が生じております。

今後も教職員の大量退職や各種休業制度の取得増などが予想されることから、この未配置の状態の継続や拡大が懸念されます。

学力向上、配慮を要する児童生徒の支援、特別支援教育の充実など、課題解決に向けて優れた教育環境を保障するため、常態化している未配置の状態について、任用権者である県が責任を持って、早急に具体的解決策を講じ抜本的改革をして頂くよう強く要望します。

関係法令等

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、親と教員だけで解決できないことも多く、抱えている問題・悩みによっては、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉に関する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が求められ、年々その必要性が増しているところです。

令和7年度は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下、スクールカウンセラー等）ともに時間数を増やして頂いていますが、スクールカウンセラー等の相談時間が短いこと、相談日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないこと、更には、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくいなどの課題は改善できていません。また、小学校まで十分対応ができない状況にあります。

そのような中、国では校内教育支援センター支援員配置事業について、令和7年度以降、国庫補助の対象校は新規設置校のみとし、さらに補助対象校の補助期間は3年以内に限定しました。しかしながら、例えば神崎市は、令和元年度から市内中学校2校に校内教育支援センターを設置し、生活支援員を配置して不登校や集団生活に不適應傾向の児童生徒への支援を行っています。当センターは校内で安心して過ごせる居場所として、また児童生徒のペースに合わせた学習支援や相談支援の場として、不登校児童生徒のサポートに欠かせない施設です。

不登校児童生徒の減少に向けた取り組みとして、不登校予兆期の児童生徒へのサポートを継続し、その役割を担う校内教育支援センターの安定的な運営を確保して事業効果の定着を図っていくことが重要であると認識しています。

このことから、以下の改善を要望します。

- スクールカウンセラー等の相談時間数を増加すること。特に、スクールソーシャルワーカーについては、不登校問題、虐待問題、貧困家庭問題など、家庭的に問題を抱える児童生徒に対しては、家庭に直接働きかけることによって、児童生徒の置かれている状況が明らかになり、支援へとつながるケースも増加していることから、配置時間数や人員を増加すること。

- 中学校において増加する問題行動等の未然防止、また小学校において低学年から不登校が増加している、といった観点から、特に小学校におけるスクールカウンセラーについて配置・活用等を拡充するための財源措置等を行うこと。なお、その際は、小規模校についても配慮し、年間80時間（月に8時間程度）は確保できるように拡大すること。
- スクールソーシャルワーカー同様に、小学校配置のスクールカウンセラーについても、県で雇用し各市町に配置すること。
- 「不登校対応コーディネーター」の配置は、児童生徒個々の状況に応じた支援の充実・強化に生かされており、今後も補助対象事業として一層の拡充をすること。
- 「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助期間（3年以内）の撤廃を国に対し要望すること。さらに補助額の国庫負担割合を新規校・継続校共に補助対象経費の「1／3以内」であるところを「1／3」に見直すよう国に対し要望すること。
- 不登校状況の改善を図るには継続的な支援が必要であることから、新たに県2／3の継続的な単独補助を立ち上げること。

関係法令等

学校教育法施行規則

4 ICT環境整備と教職員の働き方改革の加速について

令和元年度からのGIGAスクール構想により整備された児童生徒の1人1台端末が更新期を迎えるにあたり、計画的な更新のため国費による基金が造成され、補助率3分の2ながら財源を確保頂きました。

しかしながら、ネットワーク基盤の更新・維持・回線費やフィルタリング経費、年数経過とともに増大が予想される機器の修繕費等、運用に係る費用の財政負担が懸念されます。あわせて端末や電子黒板の更新期を迎え、市町の財政力が教育の質を左右する「教育環境の格差」が顕在化し、先行自治体や他県との比較において、「県域全体での最適化の遅れ」が顕著になりつつあります。

また、現場ではICT支援体制の不足により教職員が技術対応に追われ、本来の指導時間が削られる本末転倒な状況が続いています。

さらに、校務システムやサーバー等、人事異動があった際は、異動先の市町のICT環境やシステムの違いが教職員の大きな負担となっています。これらを解決するためには、広域自治体である県がリーダーシップを発揮し、県域での統一した校務環境整備が必要です。

このことから、学校のICT環境整備にあたり、以下のとおり要望します。

- 教育の機会均等という観点から、ICT環境（ハード・ソフト両面）等の維持更新や教育人材の育成、ICT支援員の確保等については、全国の児童・生徒が格差ない環境を享受できるよう、国庫補助等、直接かつ十分な財政措置が講じられるよう国への働きかけを行うこと。
- ICT支援員配置のための財政支援及び教職員研修の実施や情報提供など全市町共通で必要とする事項については、県において実施すること。
- 教職員の人事異動による業務の非効率を解消するため、県主導で校務システムの共同調達及び標準化・共通化を進めること。

関係法令等

- ・ G I G A スクール構想
- ・ 教育基本法
- ・ 学校教育の情報化の推進に関する法律

5 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の配置について

学校栄養職員は、栄養管理や衛生管理、検食、物資管理等の学校給食の管理が主な職務であり、栄養教諭は学校給食の管理に加え、食に関する指導を職務としています。県内の事例として、佐賀市は各学校及び学校給食センターの給食調理場28カ所に県費の栄養教諭15名が配置されており、県費の栄養職員が配置されない学校等については、市費の学校栄養職員を配置し、安定的な給食運営を行っています。しかしながら、この2年間で県費の栄養教諭が3名減（3名減のうち、1名分は三瀬学校給食センターの統合に伴う定数減）と毎年減員となっており、急遽、市費の学校栄養職員を配置し対応しています。また、鳥栖市では、2カ所の給食センター（小学校1、中学校1）に対し、小学校は県費の栄養教諭4名（2名加配）の配置があるものの、中学校は県費の栄養職員が配置されていないため、市費で2名の栄養士を配置しています。

栄養職員の配置については、これまでも要望しており、県の回答では「食に関する指導の充実、食物アレルギー等のために飲食に関して特別の注意が必要である児童生徒への対応、食生活の改善が必要な児童生徒のための特別な指導の必要性等を踏まえ、政策提案等の機会をとらえ、国に対し加配増を要望する」と食育の重要性を認められています。

また、県は令和5年度から市町に対し「食に関する健康課題対策支援事業」を開始され、食に関する指導の充実を図る取り組みが行われているが、ここ2年間、新たな栄養教諭の採用は行われておらず、若い世代の人材が不足し、将来的な人材確保が懸念されます。

このことから、次のとおり要望します。

- 小学校への栄養職員の増員（加配）を継続すること。
- 県において、県独自の加配措置の拡充を含め、県費の栄養教諭の増員を検討すること。合わせて中学校への栄養職員の配置を検討すること。また、国に対し、加配増の要望を行っていくこと。

関係法令等

- ・学校給食法、学校教育法、食育基本法

6 医療的ケア児とその家族の支援について

近年、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアが必要な児童生徒数は特別支援学校のみならず、地域の小中学校においても増加傾向にあります。医療的ケアが必要な児童においても、当然に十分な教育が受けられることができ、また、保護者の付添いが無くても支援が受けられる教育環境を整えることが不可欠です。

例えば、鳥栖市では、令和7年度は医療的ケアが必要な児童生徒に対し、訪問看護ステーションに委託し、学校に看護師を派遣しています。必要に応じ、国や県等関係機関と連携を図りながら、特別支援学級の設置や看護職員の配置などの切れ目ない支援体制の充実に努めており、費用については、看護職員の配置に係る費用の3分の1について、「切れ目ない支援整備充実事業」として国より補助を受け、市の財政負担の軽減が図られています。

しかしながら、今後、更に医療的ケアが必要な児童生徒の増加が予想されることから、医療的ケアに係る費用の増加に伴い、市の財政負担が増大することが見込まれます。

つきましては、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 医療的ケア児が学校に就学するにあたって要する費用（看護師配置に係る費用等）については、国が実施する切れ目ない支援整備充実事業に加え、県としても独自の財政支援を講じること。
- 国に対し、切れ目ない支援整備充実事業の補助割合（1/3）を医療的ケア児保育支援事業の補助割合（1/2）と同等とするよう要望すること。
- 県内の市町で対応に差が生じないよう、県により学校における医療的ケアの指針となる佐賀県版医療的ケアハンドブックを作成配布すること。

関係法令等

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

7 学校給食費の抜本的な負担軽減に係る支援の基準額及び支援対象者の範囲について

令和8年4月から実施されている「学校給食費の抜本的な負担軽減」の制度について、国が示す支援の基準額を上回る食材費が生じる自治体においては、その超過分の取扱いが各自治体の判断に委ねられています。

その結果、基準額超過分について保護者に負担を求める自治体と、独自に保護者負担の軽減を行う自治体が併存する状況となり、自治体の規模や財政力によって対応に地域間格差が生じるおそれがあります。

また、本制度における支援対象者の範囲についても、支援対象が公立小学校に限定され、国立小学校の児童が対象外とされていることは、同様に学校給食を利用する児童であるにも関わらず、学校設置者の違いにより支援に差が生じるものであり、公平性の観点から課題があると考えます。

については、次のとおり要望しますので、必要な財政措置を講じるよう、国に対し働きかけをお願いします。

- 支援の基準額は、全ての自治体において必要な給食費（食材費）を下回らない水準とし、実態を下回ることにより自治体又は保護者に新たな負担が生じることがないように、国に対し働きかけること。
- すべての児童が等しく支援を受けられる制度となるよう、支援対象者の範囲には、国立の小学校も含めるよう国に対し求めること。

関係法令

- ・ 学校給食費の抜本的な負担軽減への対応を含む「三党合意に基づくいわゆる給食無償化に向けた対応について」の決定等について（R7.12.19 文部科学省事務連絡）
- ・ 学校給食法（11条2項）

8 教育行政に係る法務相談体制の普及について

教育行政に係る法務相談体制、いわゆる「スクールロイヤー」については、平成 30 年 1 月に、日本弁護士連合会より文部科学省に対し、「スクールロイヤーの整備を求める意見書」が提出されました。それを受け文部科学省では、教育行政に係る法務相談体制充実を目的に施策が進められ、令和 2 年度から、域内の学校や市町村をサポートする都道府県及び政令指定都市教育委員会における弁護士等活用のための費用に対し、普通交付税措置が講じられています。

この法務相談体制における弁護士の役割として、学校に対して、及び学校や教育委員会への過剰な要求への対応について、法的助言を行うことにより、「教職員の負担軽減」が期待されています。

このような中、佐賀県教育委員会では令和 5 年度から、いじめや児童生徒の事件・事故等について、弁護士が学校に指導や助言を行うスクールロイヤー事業の運用が始まりました。県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、学校に求められる法律上適切な対応について、弁護士が中立的な立場でアドバイスを行い、また、いじめ予防をテーマとした弁護士による出前講座や教職員研修も実施されているとのことです。

市町立小中学校でも、いじめ事案やその他児童生徒の問題行動等が発生しており、例えば鳥栖市では、現在、小中学校の年間のいじめ認知件数が小学校 750 件以上、中学校 150 件以上と年々増加傾向となっております。各市はこれらの事案に加え、事故や問題行動等に関しても適切に対応を行う必要があり、学校の教職員やスクールカウンセラー等の専門家だけでなく、弁護士による法的観点からの継続的な学校への助言の必要性は高まりつつあります。

このような現状と令和 6 年 6 月の県議会文教厚生常任委員会において「市町への拡充を検討する」との答弁がなされていることを鑑み、下記の事項について要望します。

- 普通交付税措置の趣旨を勘案し、現在運用中の教育行政に係る法務相談（スクールロイヤー）体制について、市町への支援を実施すること。

関係法令等

- ・いじめ防止対策推進法

9 放課後等補充学習支援事業について

国の示す「誰一人取り残さない教育」の実現に向け、個別最適な学びの充実や、地域全体で子どもを育む体制づくりは全国的な課題です。

県では教育施策実施計画の柱Ⅱ「自分らしく学べる『さがん学び』」の事業のひとつとして、「放課後等補充学習支援事業」を実施し、基礎学力の定着及び学校・家庭・地域が一体となった教育の具現化を目指しています。義務教育の総仕上げとなる中学生にとって、基礎学力の定着は、進路選択を通じた将来の自己実現につながる重要な基盤となります。地域の人材を活用した補充学習により、学習への意欲付けと学習習慣の確立を図る本事業は、「誰一人取り残さない教育」を具現化するために必要不可欠な事業です。

例えば鳥栖市では、本事業を活用し、市立全中学校において、放課後や長期休業中に補充学習を実施しています。令和7年度の放課後等補充学習を受けた生徒を対象とした意識調査では、「以前より意欲的に授業に取り組むようになった」と回答した生徒の割合が平均88.8%と、本事業が子供たちの意欲向上につながっていることが伺えます。

「佐賀で育ってよかった」とすべての子どもが実感できる未来に向け、基礎学力の定着を学校と地域が一体となって継続的に支援していくために、本事業において、次のとおり要望します。

○佐賀県教育委員会においては、放課後等補充学習支援事業における市町への補助率を国の補助額の減少に関わらず3/5とすること。

関係法令等
教育基本法

10 実用英語技能検定の受験に係る補助について

文部科学省が公表した令和5年度「英語教育実施状況調査」において、佐賀県内の公立中学3年生のうち「英検3級」相当以上の英語力がある生徒の割合は30.1%で、都道府県と政令市の中で全国ワースト1だったことから、佐賀県は各市町と協力して、中学生の英語力を向上させるため、授業力改善やデジタル教材の活用など、さまざまな取組を行っています。

その取組の一つとして、佐賀県は令和7年度から、唐津市、嬉野市、基山町の中学3年生を対象に、実用英語技能検定受験料の全額補助を実施されています。

例えば、伊万里市でも、同様の理由で、令和7年度から市立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実用英語技能検定受験料の全額補助を、市単独事業として実施しています。

つきましては、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るため、県と同様に実用英語技能検定の補助を行っている市町に対し、県の補助の拡充をしていただくよう要望します。

関係法令等

1 1 学校施設環境改善交付金の安定的・継続的措置について

児童生徒が安心して学び、健やかに成長できる教育環境の確保は、自治体に課された最も重要な責務の一つです。各自治体ではその責任のもと、限られた財源と人員の中で、学校施設の安全性向上や学習環境の整備に日々取り組んでいます。

こうした中、全国的に学校施設の老朽化が進行し、児童生徒の安全確保や防災対策の観点からも、早急な対応が求められています。

これを受け、各自治体では、事業計画や中期財政計画を策定し、計画的かつ段階的な改修を推進しているところです。

しかしながら、これらの事業を実施するためには、国の交付金の安定的かつ継続的な措置が不可欠です。安全・安心な学校施設の確保に向けては、引き続き国の積極的な支援が強く求められます。

つきましては、各自治体が策定した改修計画の着実な実施に向け、必要な交付金が確実に措置されるよう、国に対し強く要請していただきますようお願い申し上げます。

関係法令等

学校施設環境改善交付金交付要綱

令和 8 年 8 月 2 7 日

佐賀県知事

山 口 祥 義 様

佐賀県教育長

甲 斐 直 美 様

佐賀県市長会

会長 峰 達郎